

# 建築物として取り扱わないビニールハウスについて

平成28年12月1日

平塚市まちづくり政策部建築指導課

ビニールハウスの取扱いについては、以下のとおりとする。

## 第1（定義）

この取扱いにおいて、ビニールハウスとは、土地に定着した工作物で、農作物・園芸作物を栽培するために、骨組みを組み、その上部を透明または半透明のビニールで覆ったものをいう。

## 第2（建築物として取り扱わないもの）

(1) ビニールハウスのうち、以下のすべてに該当するものは、建築物として取り扱わない。

- ① 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。
- ② 不特定多数の利用がないもの。
- ③ 最高の高さが5mを超えないもの。
- ④ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が3,000㎡以下のもの。

(2) 「建築物として取り扱わないビニールハウスに係る農水産課の取扱いについて」（平塚市産業振興部農水産課が建築指導課と協議して定めたものをいう。）に適合するものとして農水産課が確認して設置するビニールハウスは、(1)にかかわらず建築物として取り扱わない。なお、この取扱いの運用は農水産課と建築指導課が十分に連携を密に行うものとする。

## 第3（建築物として取り扱うもの）

ビニールハウスのうち、第2に該当しないものは、建築物として取り扱う。

## 施行日

この取扱いは、平成28年12月1日から施行する。